

琵琶湖アドベンチャーツーリズムの発着地推進業務 公募型プロポーザル方式実施要項

1 対象事業の目的

新型コロナウイルス感染症拡大の中で、自転車の活用は国内外から見直されており、マイクロツーリズムや新しい生活様式の推進の観点でも、関西や東海の大都市圏からアクセスのよい琵琶湖や本市の湖岸エリアにも注目が集まっています。

本市では、これまで地方創生の柱に自転車を軸とした観光振興を掲げ、各種取組を進めてきましたが、令和元年に「ビワイチ」が国土交通省よりナショナルサイクルルートに指定されたほか、サイクリストを中心に観光誘客も増加基調にあり、最近では大型温浴施設の建設をはじめ民間投資も活況を呈し、民主導でトライアスロン等のイベントが企画されるなど一層盛り上がりを見せています。

本業務では、地方創生の取組を開始して5年が経過し、これまでの取組を踏まえる中、湖岸エリアコンテンツの相互連携と湖岸施設間におけるビジョンの形成と共有、さらに地域全体ブランディングを通して、本市の当該地域が自転車を軸とした「アドベンチャーツーリズムの発着地」として国内外から認知され、湖岸エリアを軸に本市内陸部への経済効果への波及、持続可能な観光誘客と地域活性化につながるよう、地域全体での受入環境整備と機運醸成を目的として実施するものです。

2 業務名

琵琶湖アドベンチャーツーリズムの発着地推進業務

3 業務場所

守山市役所ほか

4 業務内容

別紙「琵琶湖アドベンチャーツーリズムの発着地推進業務 特記仕様書」のとおり

5 見積上限価格

金 1,800,000 円（消費税および地方消費税を除く。）

6 履行期間

契約締結日から令和4年1月31日まで

7 プロポーザル方式の採用の具体的な理由

本業務は、琵琶湖周辺地域で既に数多く存在する観光資源を取りまとめ、効果的

に発信する中で「守山市」の認知度を高め、将来的に県外国外からの観光客を受け入れ、また湖岸エリアを軸に市内経済効果の波及につなげることを目的としています。そのため、本市の現状と課題を分析した上での地域ブランディングと地域におけるビジョンの共有、シンポジウム等に向けた調整や実施運営のノウハウを持ち、さらに本業務における取組が市外県外へ発信・配信されるまでを一貫して行うため、効果的な企画立案、PR施策展開ができる技術を必要とすることから、公募プロポーザル方式を採用するものです。

8 プロポーザル方式の種別

公募型プロポーザル方式

9 事業の全体スケジュールおよび受注者決定までの事務手順

・実施要項発表	令和3年5月28日（金）
・質問締切	6月2日（水）
・質問回答	6月7日（月）
・提案書提出期限（必着）	6月28日（月）
・予備審査（予定）	6月30日（水）
・予備審査結果通知（予定）	7月2日（金）
・本審査（予定）	7月5日（月）
・最終審査結果通知（予定）	7月9日（金）

10 公募条件、応募期間、募集方法

別紙「琵琶湖アドベンチャーツーリズムの発着地推進業務特記仕様書の実施にかかる公告」および「公募型プロポーザル方式提案業者募集要項」のとおり

11 プロポーザル方式等の実施概要

提出された提案書、提出書類をもとにプレゼンテーション審査を行う。募集要項に基づき、期限内に提出された書類（申込書や提案書等指定した書類）の要件を審査し、要件を満たした者に対し提案書にもとづき審査する。なお、審査結果については、令和3年7月9日以降に審査結果を通知する。

12 提案書作成要領

(1) プロポーザル提案内容について

業務を遂行するにあたり、以下について提案すること。

ア 実施方針

特記仕様書を踏まえた上で、本業務の実施方針や全体的なコンセプトなどについて、提案者の考え方を簡潔かつわかりやすく記載すること。

イ 現状と課題、対応策について

新型コロナウイルス感染症による影響を考慮し、国・県の動向や社会情勢を踏まえたうえで、県外から「琵琶湖」を求めて観光に来られる目的やその客層などを分析しつつ、受け皿となる本市の琵琶湖周辺地域の観光資源や現状体制について分析し、簡潔にブランディングの方針、PRやターゲット層呼び込みに向けた課題、対応策をまとめること。

ウ 実施要項において、審査項目についてはあらかじめ公表している。今回実施する業務の企画内容について、審査項目や特記仕様書および上記ア、イを踏まえてそれぞれ簡潔まとめ、わかりやすく記載すること。なお、審査項目や仕様書に定めた内容が企画書に記載のない場合、当該項目の審査において減点となる可能性がある。

エ その他提案事項（特筆すべき本市にとって有益な提案事項）

仕様書に定めていない事項、あるいは今後本市の進める琵琶湖周辺地域の観光施策にとって、特筆すべき有益な提案事項がある場合には記載すること。なお、万が一追加費用が必要とされるものは、予算面についても提案すること。

オ 提案内容への注意事項

(ア) 提案内容が抽象的で内容を理解できないものでないこと。

(イ) 提案内容が曖昧で実現性および効果を確認できないものでないこと。

(ウ) なお、今般採点項目については、後述に記載している。同内容を踏まえつつ、上記ア、イ、ウ、エ、オの内容は、提案書において各項目が個別に見やすく、わかりやすく説明するよう配慮すること。

(2) 提案書の様式および部数 各3部

次の書類は指定部数を紙で提出すること。また、②、③、④、⑤、⑥、⑦については電子媒体（CD-R 1部）でも提出すること。

① 提案書鑑（提案様式1）

② 提案者（会社）概要書等（提案様式2）

③ 提案者実績（提案様式3）

④ 提案者実施体制（提案様式4）

⑤ 提案書（任意様式）

⑥ 業務工程表（提案様式5もしくは任意様式でも可）

⑦ 見積書（提案様式6）

(3) 提出方法

提出場所へ持参・もしくは郵送（期限内に必着とし、消印有効ではない）とする。なお、提出した書類は、差し替えおよび再提出は認めない。

(4) 提出期限

令和3年6月28日（月）正午まで

(5) 提出場所

守山市 都市経済部 地域振興課

(6) 記入上の注意

- ・ 特記仕様書等を熟読のこと。
- ・ 提出期限に遅れたものは失格とする。
- ・ 提出書類に虚偽が認められたものは失格とする。

13 質疑応答

本プロポーザルに関連して疑義のある方は、質問書（提案様式7）にて、令和3年6月2日（水）午後5時までに上記12(5) 提出場所宛に提出すること。提出方法は、電子メールまたは郵送等（当日消印有効）によるものとする（提出された場合には、受信確認の連絡をすること）。電話および口頭による受付は不可とする。

質問書の内容およびそれに対する回答は上記12(5) 提出場所の窓口および市のホームページで6月7日（月）を目途に掲載する。

14 予備審査の実施および結果通知

(1) 予備（書類）審査

本プロポーザルに参加を希望する者から提出された前記12(2)の提出書類をもとに予備審査を行い、3社程度を選定後、令和2年7月5日以降に予備審査結果を通知することとし、予備審査通過者には本審査の実施を通知する。

なお、参加を希望する者が3社程度かそれ未満であった場合、要件の審査のみを行うこととし、予備審査は実施しない。

(2) 審査員構成

予備審査は、担当部職員の3人の審査員が行う。

(3) 審査項目

- ア 募集要項に関する要件審査（同種・類似の業務実績は件数、内容を評価）
- イ 本業務への理解度（現状と課題分析含む）
- ウ 年度内における業務企画への期待度
- エ 地域ブランディングとエリア内のビジョン共有への期待度
- オ 業務実施体制やスケジュールの計画性、妥当性
- カ 事業者の業務意欲、積極性（提案書全体）
- キ 見積金額の評価

15 プロポーザル審査の実施および結果通知

(1) 審査

本プロポーザルに参加を希望する者から提出された前記 12(2)の提出書類をもとに、書類審査により業者を決定し、令和3年7月9日以降に審査結果を通知する。提案書内容等については、審査の過程で記載された内容に確認、質問事項等があった場合については、個別に本市から提案者に確認することとする。

(2) 審査員構成

プロポーザルの審査は、本市担当部職員から3人の審査員が行う。

(3) 審査項目

- ア 募集要項に関する要件審査（同種・類似の業務実績は件数、内容を評価）
- イ 業務実施体制や実施工程の妥当性、実現性
- ウ 本業務への理解度（業務方針、現状と課題分析含む）
- エ 年度内における企画・実施内容の計画性、実効性、期待度
- オ 地域ブランディングとエリア内のビジョン共有への期待度
- カ エリア内調査、事後調査等業務への事業者関与度
- キ シンポジウムに対する考え方や運営手法への期待度
- ク 将来的な本市滞在時間の増加、市内消費・経済への波及効果
- ケ 本市にとって有益な追加提案事項の実現性、期待度
- コ 提案内容全体から感じられる意欲・積極性（提案書のわかりやすさ）
- サ 見積金額の妥当性

(5) 選定

- ア 審査委員において、提案書内容を総合的に審査および評価を行い、最高得点者を本業務の受注候補者として選定する。
- イ 最高得点の者が複数となった場合は、価格により順位を決定する。
- ウ なお、最優秀得点者であっても、審査員の合計得点が満点に対し6割に満たない場合は該当者なしとする。

(6) 最終審査結果の通知

令和3年7月9日（金）以降に本審査の対象者すべてに審査結果の通知文を送付する。

16 失格条項等

プロポーザルの参加者が次の事項のいずれかに該当した場合には、審査会において審査し、その参加者を失格とする。

- (1) 提案書の提出書類の提出方法、提出先に適合しない場合。
- (2) 提案書の提出書類に記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合。
- (3) 提案書の提出書類に虚偽の内容が記載されている場合。

- (4) 本提案依頼書に定められた方法以外の手法により、市の職員にプロポーザルに対する援助を直接、間接に求めた場合。
- (5) 本提案書の内容に違反または逸脱した場合。

17 審査結果に対する苦情申立てについて

審査結果について不服がある場合、審査結果の通知があった日から7日（守山市の休日を定める条例（平成2年条例第1号）第1条に規定する市の休日を除く。）以内に、市長に対して文書により苦情の申立てを行うことができる。

この申立てをする場合、守山市都市経済部地域振興課までその旨を記載した苦情申立書（提案様式8）にて提出すること。

18 提案書等の取り扱い

- (1) 提案書等の内容に関する著作権は、作成者に帰属することとする。ただし、守山市は、採択した提案書の内容を無償で使用できるものとする。また、応募された提案書等は返却しない。
- (2) 本件に関して公文書公開請求があった場合は、守山市情報公開条例（平成11年条例第21号）に基づき、採択された事業者名および採択事業者の成果物は公開する場合がある。

19 提案に係る費用の負担に関する事項

- (1) 提案書の作成、提出、企画書審査およびその他の提案に係る一切の費用は、すべて提案者の負担とします。
- (2) 提出された資料は、返却しない。

20 問い合わせ先

〒524-8585 滋賀県守山市吉身二丁目5番22号
守山市 都市経済部 地域振興課 担当：杉本（悠）
電話 077-582-1165
FAX 077-582-0539
E-mail chiikishinko@city.moriyama.lg.jp